

令和7年度 第1回能勢町文化財保護審議会 議事録（要旨）

○開催日時及び場所

日時 令和8年2月19日（木） 午後2時～4時25分

場所 役場本館 会議室2

○出席者

前田満、濱善男、吉原忠雄、田中和弘、重金誠

○事務局

生涯学習課：課長 奥 成久、係長 子安一朗

次第

○あいさつ

○案件

文化財保護審議会委員長・副委員長の選出について

文化財関係近況報告について

天王きつねがえりの町文化財登録について

○その他

子安係長

それでは、令和7年度第1回能勢町文化財保護審議会の開催に当たり、生涯学習課長よりあいさつを行います。

奥課長

（あいさつ）

子安係長

それでは、任期最初の会議となりますので委員長の選任等が行われますまでの間、事務局で進行をさせていただきます。

案件1の文化財保護審議会委員長・副委員長の選出についてご協議願います。

審議会の規定におきましては、特に選出にあたっての規定がございません。事務局案といたしましては、前回からの引き続きの協議もあることから、引き続き、委員長には前田委員、副委員長には濱委員を提案させていただきます。

委員の皆様いかがでしょうか。

委員

（異議なし）

子安係長	<p>それでは、委員長に前田委員、副委員長に濱委員ご就任いただきます。</p> <p>では、早速ですが、前田委員長からごあいさつをお願いします。</p>
前田委員長	(あいさつ)
子安係長	それでは以後、前田委員長にて案件の進行をおねがいたします。
前田委員長	それでは案件の2文化財関係近況報告について事務局から説明をお願いします。
子安係長	<p>(文化財関係近況報告について説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定等文化財に関する相談件数3件 (R6・R7) ・府指定等文化財に関する相談件数3件 (R6・R7) ・埋蔵文化財に関する届出等件数16件 (R6・R7) ・樹木幹回り調査(野間の大けやきとニガキ、妙見山のウラジロノキとアカガシ)
前田委員長	それでは、各委員からご質問等があればご発言願います。
吉原委員	木造大日如来坐像の所持変更について、地元に戻ってきたということですか。
子安係長	現在、大阪市立美術館の方に寄託されており、美術館の修繕のために外部に出ていたものが、寄託先に戻したということです。
吉原委員	府指定の妙見山のブナ林に係る大学の学術調査についてはどこの大学がされているのですか。
子安係長	兵庫県立大学です。
吉原委員	ニガキとはどのような木ですか。
前田委員長	<p>野間の大ケヤキの側に生えている木で、名前のとおり苦い木で昔は薬などに使われた木です。</p> <p>よって、大きな木はあまり残っておらず、この木はかなり大きな木</p>

	<p>ですので、今後指定なりができないかと思っている木です。</p>
吉原委員	<p>つづいて、妙見山のウラジロノキはかなり大きいのでしょうか。</p>
前田委員長	<p>幹回りの調査に私も立ち会いましたが、私が見る限り国内でもかなり大きな木であると思います。</p>
子安係長	<p>先ほどご説明いたしました、アカガシについても、府指定の天王のアカガシに次いで幹回りが大きいものが2本あります。今後環境省が管理している巨樹巨木データベースに載せていく予定としています。</p>
吉原委員	<p>色々な情報を広く知ってもらえる取り組みをしていかれたらよいと思います。菊炭にしてもその活動について知ってもらうということで広くアピールしていかれたらと思います。</p>
奥課長	<p>菊炭については、個人で周知活動も行われています。海外でも知られているとのことです。</p> <p>今委員の皆様からご意見があったように、文化財とはなっていないがそれに近い資源は多くあると思います。普段身近で見慣れて当たり前のように享受している者は気づきませんが、他者から言われて気づくことがあります。巨樹についても、データベースに登録するなど発信の方法など使えるものをうまく利用して登録や指定につながる一つ手前の活動も考えていきたいと思っています。</p>
吉原委員	<p>池田の菊炭といった落語があったかなと思いますが。間違っていたらすみません。その菊炭は能勢から取り寄せ茶人に売っていたと言ったというような話だったかな。そういった話もあれば能勢町もPRできるのでは。</p>
濱委員	<p>菊炭は能勢や黒川で作られたものが、池田に運ばれ名前が売れたと聞いています。また、京都の茶会で使われたことにより、有名になったと聞きます。</p>
吉原委員	<p>京都と能勢は近い関係であったということですね。平安時代後期はここは直通地であり、歩けばいたる所に普通にその時代の仏像があ</p>

	ります。銅山も有ったと思いますが重金委員その辺どうでしたでしょうか。
重金委員	採銅所の記録がありました。町史にも書かれていますが、どこにあったかは特定できていません。平安時代の採銅所で寛永の採銅所では唯一の施設です。そういう意味でもすごく重要な施設であるので、付随して官人とかそれを経済的に支える何かがあったと思われ、裕福な環境が当時能勢にあって、吉原委員が言われた仏像が多くあるという背景ではないかと思います。
吉原委員	そのようなことがあって、お寺などが多く建てられたのでしょうか。
重金委員	採銅所の記録が出てくるのは確か長暦元年、11世紀半ばだったか少しあやふやになりますが、存続期間は15世紀までありました。能勢郡の中に施設があったであろうというところです。
前田委員長	色々な課題もありますが、大きな目線で能勢町の良いところを再発見するような取り組みをしていくことが必要でないかと思います。また事務局の方で何か良い方法を考えてください。
奥課長	先ほどもお話ししましたが、始められそうなところから取り掛かるということで、今何か方法が思い浮かぶわけではございませんが、大きな木があるという情報発信を行っていかうと考えておりますので、知ってもらう機会をまずはそこから進めていきたいと思ます。
田中委員	建造物の件で、国登録や府指定の建物の修繕について相談があったということですが、具体的にはどのような状態でしょうか。かなり傷んでおり早急な対応が必要なのか、そこまでではないのか。また、対応状況についてご説明頂けますか。
子安係長	前日、住職、寺総代、府の担当者を交えて、どのような手続きや方法があるかやどのようなところを修繕したいのかなど勉強会的な会談を持ちました。清普寺の指定建物については、長らく維持管理の手が加えられておらず、床下が大分傷んでいました。本堂、庫裏は傾いているという状態です。現状のお考えは、まず住職が執務す

	る場所を優先的に、修繕をされたいとのことです。大阪府の方からは助成制度について説明がされました。
田中委員	建物全てが傷んでいるということなら、修繕についての年次計画を立てて取り組みをされることで、府の方で検討いただけることもあるかと思しますので、そのような取り組みをお勧めします。また、府の補助金以外に民間の助成金もあるかと思われますので、その辺もお伝えになられたらと思います。
子安係長	はい、民間の助成金についてもお知らせしております。 吉野の薬師堂については、国の助成金制度はありますが、これは設計や計画を立てる際の助成であって、修繕自体の助成はありません。また、民間の助成金についても現状では該当するものはありませんことを伝えています。
田中委員	他の方法としてクラウドファンディングの手法を取られているところもあるので色々と検討をされたらと思います。町ではふるさと納税を使用して行うという方法はとれるのでしょうか。
奥課長	ふるさと納税はやっていますが、観光や福祉といったものが多く、文化財では浄瑠璃への使途がほとんどです。また、今回の件では所有者又は管理者が能勢町ではないので難しいかなと思います。
田中委員	将来的に府指定から国の史跡にスケールアップする取り組みでの対応も手立ての一つと思われますので、助言として申し上げます。
前田委員長	色々と話は尽きませんが、この案件はここまでとしてよろしいか。 (異議なし)
前田委員長	それでは、次の案件③の天王のきつねがえりの町文化財登録について事務局から説明願います。
子安係長	(調査の経過を資料により説明)

前田委員長

それでは、ここまでの説明をお聞きいただいた中で、今後の資料の整理方法や登録内容としての整理について質問やご発言をお願いします。

田中委員

町の登録の基準に照らして事務局で整理がされているので問題ないと思います。登録基準の能勢町登録民俗文化財の（２）で風俗習慣及び民俗芸能のうち、その由来、内容、形態等の点で特色があり、地域住民の基礎的な生活文化を理解する上で必要なものとなっています。町の調査で大正時代から行われていることが伝え聞いていることがはっきり示されていると思います。少なくとも 100 年は経過しており伝統的な風俗習慣といえると思います。由来、内容、形態などの点について特色があるかどうかということと、地域住民の基盤的な生活文化を理解する上で必要なものであるかどうかというところをまず検討する必要があるかと思います。

これは説明にもありましたように、キツネ狩り、きつねがえりという小正月の子どもの行事ですが、西は因幡の方から東は若狭に掛けて近畿北部に多く分布するその風俗習慣のようです。そこで、振り返って天王のきつねがえり行事といいますと、子どもたちが御幣を振り、太鼓に合わせてきつねがえりの唄を歌い、各家を回っていくことを行っています。北近畿に広くそういったキツネ狩り、きつねがえりと称する行事があり、明らかに強い関係性を示しており、別のものではないといえます。そういう一定の広がりを持つ風俗行事の中でとらえることができる行事であると思います。そのことが結局、天王のきつねがえりはその風俗習慣における由来・内容・形態における大きな特色であり、天王地区だけで行われているものではなく、そういう地域的な関連の中で、風俗習慣として位置づけられるということは大きな特徴であり、天王地区もその民族文化圏であるとか生活圏を考える一つの手がかりになるという風に思います。それが、取りも直さず地域住民の基盤的な生活文化を理解する上で必要なものという風になろうと思います。そういう意味で登録民俗文化財の登録基準を満たしていると思います。加えて、色々細かい所作とか、御幣の形が少し違っているかということもありますが、そういったことは長く伝えられている中で、そういう部分は変わっていくことはままあるもので、私は特に問題がないかと思いません。基本的には共通する内容を持つ行事が広く違うところで伝えられており、天王の行事がそのエリアから遠く離れたところでも同じ

ような行事が認められることは、天王の行事も古い有り方を残しているといえると思います。最近そのまねをしてやったとかというのではなく、古くから伝えられていて、それが今でも同じような形態を残しているというふうに理解してよいのではと思います。それから、大阪府では能勢町だけで、しかも能勢町でも天王地区だけということです。また、近畿北部のキツネ狩りの分布圏の中の南限の地域であるといえるので、そういう意味でも天王のきつねがえりは民族習慣の南限といえ、そういった点でも文化財的な価値があると認めてよいかと思います。これからの地元の保存のあり方や体制とかの辺りは課題として残っていくわけですが、具体的な価値としては、私は以上のことから登録することには支障がないかなという風に理解をしました。この意見をたたき台にして各委員の方でご検討いただけたらと思います。

前田委員長

整理をしていただいたご意見ありがとうございます。

今この場には民俗学の専門の方がいませんが、私が立ち会いました現地の聞き取り時の会議に専門の方が同席されていました。そういった専門の方からのご意見を頂戴するというのも行ってはと思いますがいかがでしょうか。

田中委員

そういった機会をもつていただいても結構かと思いますが、色々な研究者の論文や福井県が報告書を出しています。福井の戸祝いの調査報告書ですが、令和2年から3年かけて詳細な調査がされています。その中でも能勢町の天王のきつねがえりについても記録が1ページを割いて掲載がされています。研究者が具体的に伝統的な風俗習慣として位置づけされています。ということは、この資料をもつてして判断できると思いますので、専門家をお呼びして議論を行うことをしないといけないかということ、そうでもないと思います。でも、より深い所を聞く機会があってもよいかとは思いますが。

子安係長

専門員としては、金田久璋氏をと考えておまして、この方が福井の報告書作成に係わられておられます。

田中委員

今後登録されたとしてその後、他の地域と交流とかで、お互いを繋げていくきっかけとかが出来たらいいのかなとも思います。

子安係長	そうですね、地区の計画の中でもとの地域の見学や交流を考えていきたいとされています。
田中委員	そういったことで子どもたちが交流できれば、子どもたちの中でも盛り上がっていくきっかけになると思います。
前田委員長	それでは、他の委員のご意見をお伺いしたいと思います。重金委員いかがですか。
重金委員	今、田中委員のご発言がありました中で集約された内容でしたので、私からは特にありません。私としても、この行事は行事圏域の南限でありますし、そういう方向で地域がやっていきたいということであれば、他の地域とも一緒に盛り上がっていくような活動も望まれますので、支え手が少ない中で残していく方法をお考えであるなら私も登録をしていくことはよいかと思います。詳細な調査も行っていただいておりますし、まとめていただいた内容を尊重して登録ができるのではと思います。
前田委員長	吉原委員はいかがでしょう。
吉原委員	田中委員、重金委員からのご発言があったように私も同様に思います。
前田委員長	余談にはなりますが、訪問調査を行った令和6年1月6日の日に同席された金田さんの話では、このような取り組みをされており、大阪府においても登録に値する案件だと思いますといわれていました。
子安係長	大阪府の方の動向ですが、大阪府でも近年無形民俗文化財も入った登録を行う制度を作られており、昨年初めての登録が行われています。今年度もいくつか挙げられると聞いています。また、今後、風俗習慣の分野について調査を行っていく計画と聞いております。今回の町の登録を進めていけば、府の登録になりえるかもしれません。
田中委員	福井県の場合は、1件だけでの登録ではなくエリアでまとめて登録

	<p>をされています。そういう意味では近畿北部全体でのエリアとして国の登録にもっていったらと将来的には思います。突拍子もない話だと思われるかもしれませんが、全体で同じような行事を行っているのですから、福井県だけではなく、エリアに意味があるので、そういう方向性も視野に入れておいてもよいと思います。</p>
前田委員長	<p>それでは、各委員からご意見が出ております。事務局の方としてのお考えはございますか。</p>
子安係長	<p>事務局といたしましては、今後の進め方といたしまして、資料 11 の裏面に示しております手順で進めさせていただけたらと考えております。この中で、現在行っておりますのは、意見集約及び検討の部分となります。今後、申出の内容でよいことを申出者にお伝えし、登録申請をお出しいただき、登録申請をいただいた後文化財審議会開催し審議をへて生涯学習課にて決定するという流れになります。その中で、前回開催の審議会におきまして、専門的見地からのご意見をいただける方を外部の方からのご意見を頂戴しており、先ほどからのご意見があったわけですが、これまで天王地区の方も今回の申請に向けての助言などを金田氏に受けられており、金田氏におかれても申請にあたって専門的意見についてご協力がいただけるとお聞きしています。町登録以後のことも見据えて、ご意見をいただいたほうが良いかと思っています。遠方の方ですので、資料をお送りして意見書を頂戴する方法にしてはどうかと思っています。委員の方々いかがでしょうか。</p>
前田委員長	<p>皆様いかがでしょうか。</p>
田中委員	<p>そのほうが良いかと思えます。(他の委員も異議なし)</p>
前田委員長	<p>それでは、金田氏への依頼など事務局の方で手続きを行ってください。</p>
前田委員長	<p>それでは案件の 3 について終了し、その他に移ります。事務局から説明願います。</p>
子安係長	<p>委員の任期がこの 3 月末となっております。皆様には事前にご連絡</p>

をさせていただき全員に継続での就任をお願いし、ご承諾をいただいております。継続の委嘱につきましては、4月1日付で行わせていただく予定としております。大変失礼ですが、委嘱状は郵送にて送らせていただきます。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

また、次回の審議会の開催は天王のきつねがえりの登録完了時期のめどを秋までにと考えておりますので、夏ごろに開催ができればと考えております。また、金田さんの意見書の出来上りの関係もありますので改めて調整をさせていただきます。

事務局からは以上です。

前田委員長

他に発言はございませんか。

(なし)

前田委員長

それでは、最後に濱副委員長から一言ご挨拶をお願いします。

濱副委員長

(あいさつ)

前田委員長

以上をもちまして審議会を終了させていただきます。

会議終了